

# J H F 理事会議事録

日 時： 2018年5月16日(水) 13:00~17:00

場 所： J H F 事務局会議室（北区中里1-1-1-301）

## 1. 議長・議事録作成成人指名

議長： 小林秀彰 議事録署名人：出席理事監事全員

## 2. 定足数確認

出席者：出席【理事】 芦川雄一郎 市川 孝 内田孝也 大沢 豊 金井 誠  
小林秀彰 増田憲治 安田英二郎

【監事】 岩村浩秀

欠席【理事】 殿塚裕紀

（出席理事8名（スカイプ参加3名：芦川、小林、増田）今理事会は定足数を満たし成立した）

## 4. 審議事項

### 審議事項4-1 2017年度事業報告について

安田副会長より事業報告の概要説明、内田会長より収支の現状、委員会活動報告等についての説明があった。審議、確認、修正後2017年度事業報告として議決した。6月総会にて正会員へ報告し、内閣府へ提出します。

採決の結果、【賛成7 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、大沢、金井、増田、安田

### 審議事項4-2 2017年度決算について

内田会長より決算（収入、支出計算書）についての説明があり審議した。単年度の収支としては、積立金等の影響で黒字にはなったが、雑損を加味した損益で見ると若干の赤字である。

監事から監査報告があったあと、議決が行われた。6月総会に事業報告と共に正会員へ報告（貸借対照表及び損益計算書については総会にて決議）し、内閣府へ提出します。

岩村監事：基本的な内容、キャッシュの残高については問題ありませんでした。一部過去に支出計上をして未払になって残っているものがいくつかありましたが、もう動かない物はその他収入に計上しています。都道府県連盟への補助金ですが、都道府県によっては使われず残っています。未払金でプールしていますが10年位前から残っている所もあります。この扱いについて今期の決算ではありませんが、今後ご検討いただきたいと思います。

内田会長：正会員の補助金を今回戻そうかと思っていたのですが、総額で300万弱の金額が未払計上を解

消した時に損益の中に現れます。大きな影響が出ることで、理事会には報告していませんでしたが2009年に決算の時に過去5年以上前の助成金未払については一旦戻しました。そのため正会員未払の残があるのは2005年度以降になります。戻すと決算に影響があるので、どのくらいの年数で戻すか。毎年戻せばある年に影響が出ることはなくなります

議長（小林副会長）：未払金は負債になるので、それはいつまでも貯めておくのはまずいのと、都道府県連盟に対して書類が出ていないから出せませんと、それを請求するか。300万近いのでなるべく無くしたいとは思いますが。

内田会長：補足説明をします。正会員へ報告と決算書を出してくださいという請求は事務局から繰り返し出しています。未払金計上の負債については毎年総会の際に資料を持っていますが、正会員の未払は300万弱です。他はフライヤー会員の保険料が入っていますので不健全なものではありません。

岩村監事：予算は組むけど実際に報告が出たものしか払わないので、本来は単年度で戻すのもよいと思います。

内田会長：監事の指摘に対して、ある年度の補助事業費は年度末に決められている歴史がありました。年度末で確定したフライヤー会員数により決定して、その年のJHF総会の交通費と合わせて支払っています。それ迄に前年度の実績報告を出してもらおう。その段階で未払計上しています。前の年の分を翌年で未払計上するのであれば単年度で処理も可能だとは思いますが。

岩村監事：前年度使わなかった分は戻して、当年度に未払を立てるのが分かりやすいですね。

議長（小林副会長）：では検討事項でよいですか？残っている分を収入として一般会計に戻す規約はあってもよいとは思いますが。

内田会長：それは理事会で審議して議事録が残れば十分だと思います。

議長（小林副会長）：理事会決議事項でよいのですか？

芦川理事：問題があるとすれば過去に会長の一存だけで戻したということです。今後は理事会で決めるということであればよいと思います。

安田副会長：法的な意味で言ったら時効は成立しません。請求してくれと言って承認しているので、宣告する必要があります。過去5年以上前は払わないとか。告知は必要ですね。

議長（小林副会長）：整理します。都道府県連盟から書類が出て来ないところは致し方ない。その余剰金の扱いについてはある程度の年限を決めて理事会で考えるということにします。但し明文化はしないということですか。これは議事録に残します。

内田会長：もう一步踏み込んで2005年からの分についてはどうしますか？

岩村監事：今年度決算はもう直さないのであれば来期ですね。

内田会長：実態を言うと3年か5年に1回まとめて出してくる都道府県連もあるのですよね。

議長（小林副会長）：JHFとしては未払金を少なくするのは義務だと思いますね。

では2017年度決算について決議をお願いします。

**採決の結果、【賛成7 反対0 棄権0】で可決された。**

**賛成： 芦川、市川、内田、大沢、金井、増田、安田**

\* 理事会後の確認事項として、内田会長より、未払金の解消については理事会に諮らなくて問題ないことを確認した。

### 審議事項4－3 通常総会議事・議案について

内田会長より通常総会の目的事項の説明、制度委員会の規約改訂については小林副会長から説明があり一部訂正をすることで議事・議題の議決をしました。5月21日に正会員宛にメール添付にて総会資料を送信しました。

増田理事：収支の件を分かりやすくする為にグラフを入れたいのですが補助資料で入れてもらえますか？

議長（小林副会長）：それは決算報告ですか？

増田理事：決算報告と事業計画、収入と支出の推移等を作ります。

安田副会長：それは意味がないと思います。JHFの予算で何が困るかというのは会員数の減少、会費収入の減少です。それ以外は大きくは変わりません。支出の規模は同じで、これから先に会費が減った場合はどうするか、事業を減らすのか会費を上げるのか。意味があるのは会員数の減少です。

増田理事：過去5年分の収支の状況と2018年の予算をグラフでお見せするのはどうかという提案です。

安田副会長：収支で見てもあまり意味はないと思います。

岩村監事：目的は何のためですかね。

市川理事：内田会長が会長になった当初に財政が厳しかったのですが、その時に昼休みに収支の状況をパワーポイントで分かりやすく説明してくれました。会費の値上げをした頃でしたのでそういう説明をしたことはありました。そういう意図があって必要であったことですが、今は5年後の財政がどうなるかという目論見を立てて危ないということが見えるような状況であれば必要であるとは思いますが、今のところはそこまではいかないと思います。

内田会長：2008年の危機感の頃に説明しました。

増田理事：会長の資料から10年が経っているということと、事業報告の概要でフライヤー登録の人数が5000人になって値上げのことも考えていますということもあったので、将来の予測は無理ですが、こういう傾向ですということは説明するのは価値があると思いますがいかがでしょうか。

大沢理事：どういものが出来るかは分かりません。

議長（小林副会長）：総会に出すか出さないであれ一度作って見たらどうですか？

増田理事：個人的には参考資料でよいので作ってみたいのと、内田会長の資料も参考に見せてください。

内田会長：増田さんにやってもらうのであれば、現在のJHFの各委員会の課題、取り組んでいることから考えると財務的な推移ではなく、過去の事故件数と会員数の変化について相関があるか等だと思います。

増田理事：フライヤーの変化と事故率の分析等をしたいと思います。

議長（小林副会長）：財務よりも事故の方をやっていただくのであれば決議は必要ないので、それが出来れば白書にも載せられます。私もアイデアがありますので別途お願いします。

内田会長：これから総会に向けて事務局は忙しいのでデータの加工等の依頼は勘弁してください。

議長（小林副会長）：安全性委員会に言えばかなり資料は持っています。話を戻します。

内田会長：教員スクール事業委員会から提案が出ています。この5－1協議事項を総会でどう扱うかを決めてからの議決をお願いします。

議長（小林副会長）：ではまず5－1の協議事項について協議しましょう。

## 5. 協議事項

### 協議5-1 教員スクール事業委員会から

教員スクール事業委員会から、

- 1 パイロット証更新制度の導入
- 2 タンデム証の技能証規程改定

について提案があり協議しました。

議長（小林副会長）：これについてはバタバタ進めるよりもゆっくり進めるようにしており、かなりの変更の為に総会の承認の元に動いた方がよいのではないかとことです。私もそう思います。

安田副会長：であればやってもよいですが、時間が取れるかどうかですね。

金井理事：内容もよいと思いますし、理事会の承認後に総会を経るという丁寧な手順もよいと思います。

内田会長：その方法ですが、従来、技能証規程の改定については理事会の終了後、総会を経て発効、来年度2019年総会に諮り可決されれば発効と書いていますが、総会の運営をどうするのか、委員会の言っている総会の承認を得ないと技能証規程が発効出来ないという、理事会が決める規程についてどう考えるかについて話をさせていただきたいのですが。

議長（小林副会長）：過去も技能証規程を総会で決議したことはありませんが、タンデムとクロスカントリーの技能証については総会で決議ではありませんが話し合った経緯はあります。

内田会長：クロスカントリー技能証の時は東京都連として参加していましたが、説明だけで何も意見を言う場はありませんでした。I P P Iに合わせて技能証を増やすということで、各都道府県で認定の作業をやってくださいという説明だけでした。

議長（小林副会長）：意見交換をした記憶があったので。それは別としてパイロットの更新制度については総会で諮ってもよいことだとは思いますが。

安田副会長：総会に諮るという意味がどうかです。決議を要求することはしていないので、大きな制度を変える時に総会で話をして皆の雰囲気を知りたいということにはしていますよね。

内田会長：公益社団法人になる前のJHFの運営と、公益社団法人になって定款を変えて法律に従った総会運営をするようになったJHFではギャップがあります。過去色々なことを総会で決めて来たことは事実だとは思いますが、それは古い民法法人のことであって、今の公益法人としてではどうかということも感じます。

岩村監事：2018年総会で方向性に関する承認となっていますが、承認とは？決議するということですか？都道府県連盟の皆さんの意見を聞きたいというのが目的なのですか？

内田会長：2017年度の教員スクール事業委員会が案をまとめてくれたのですが、その根拠は2016年総会において教員スクール事業委員長から会場で更新制度があってもよいかどうかとアンケートとして聞いたということでした。それを根拠に進めて来ています。監事が言われた方向性に関する承認という意味ですが、委員会は多数決で過半数以上、多数だったので総会の承認ですと言っています。私は委員会では1度、更新制に変える大きなことは満場一致なら分かるけど反対者がいる中で決められることかは委員会に疑義を呈しました。委員会の意見は多数意見だからということでしたのでそれ以上は口出しをしませんでした。多数の賛成がありましたが、それでも満場一致ではありません。具体案もなく満場一致の承認が取れるかとい

うと、承認という意味は満場一致か、多数ならいいのか考えるとしたら単純な話ではないと思います。楽観的な感情論では出来ないと思います。

金井理事：厳密に総会を仕切るということはわかりますが、委員長と話をしている中で、総会を経てとか承認を経てというのは厳密ではなく、議決を取ったのを承認という意味ではないと推測しています。理事会規程は理事会マターなのでここで委員会から提案があって審議して可決したであれば改訂になります。大きなことなので丁寧に総会でもご報告しましたとか、お話をしましたという意味だと思います。

議長（小林副会長）：理事会で承認をして次にどうするかという話になるとは思いますが、委員会で方法論は確定していません。今後ゆっくりやっていこうということで大枠を決めて欲しいということです。

各論については意見もあるとは思いますが理事会が決定しないといけないと思います。

安田副会長：理事会が承認するとしたら規程です。これは案ですよ？

議長（小林副会長）：具体的な案があって初めて承認するということですね。委員会としては入口のところで案を作って出して来たけどうまく作れなかったの、制度委員会と一緒に議論を続けていますが、パイロット更新制度導入についてまだ理事会は承認をしていません。委員会としては大勢の賛成が欲しいのですよね。そのために総会を利用したいということもあります。総会で議決を取るのが一番強いのですが。

内田会長：その議決は何ですか？満場一致ですか？3分の2なのですか？過半数なのですか？

議長（小林副会長）：過半数は取れるとは思いますが、委員会が動きやすいようにしてあげられるのは、総会で何とかよい雰囲気を持っていけないかと思っています。

安田副会長：総会で正会員の意見を聞くのですよね？理事会が賛成とかではないですよね？

議長（小林副会長）：総会の議案に上げるにはまずは理事会の承認が必要ですよ？

安田副会長：議案というより、本来の総会で決議しなければいけない議案は既に定められていて、それが終わって余った時間で事実上協議しても構わないので、それは自由なことだと思います。その時にこういうテーマについて意見を聞いてみましょうとするのはよいと思います。

金井理事：委員会が提案をするのは、技能証規程の改訂を提案をして理事会に出すなら分かりますが改訂案にもなっていないので全体的な方向だけ聞いて、総論では賛成してもらっているというお墨付きが欲しいのですよね？

議長（小林副会長）：パイロット更新制度について、こういう改訂案とこういう改訂案があるのですがということで皆様のご意見を聞くプレゼン的なことは可能でしょうか？

内田会長：総会まであと4週間ですが、昨日まででここまでが精一杯の委員会がやれますか？

安田副会長：根本的なことに戻りますが、更新制度ではないです。言葉がおかしいです。契約が切れる、免許が切れるから更新制度と言うので、切れないので更新制度ではないです。全パイロットに対する安全講習会の義務化ですね。何年毎かということだけです。そうであれば異論は出ないと思います。

議長（小林副会長）：総会にこの件を発表するというのはよいですか？

内田会長：全然ダメです。暴論を言いますが、本当に更新制度にするなら全パイロット証を一旦剥奪すればよいのですよ。教員の更新講習会を本当に稼働する時に同じ議論をしました。一度全部剥奪しろ、全部受け直させるのが更新です。そこまで踏み込んで考えれば更新制度はゼロではありません。今の教員更新制度も申請権限を停止する、申請権限の更新制度なのです。パイロットの権限を停止するというと何か、剥奪ですよ。前委員長にはそういう覚悟でやっているか言っていました。

議長（小林副会長）：各論の議論ではなく、パイロット証を持っている人の講習の義務化という表現に変える

にしても講習を受けない人はどうかという問題がありますよね。講習費を5千円と決めていましたが、5千円を払って受けに来る人が何人いるか、辞める人も増えるかもしれません。悪い方にも考えられます。しかし事故を無くす為には最新の知識を入れてもらわないといけないので講習会はしなければという反面もある。両天秤にかけているというところで委員会は悩んでいます。

安田副会長：小林さんは総会で自由討議の場でこういうことを話すことではいかがですか？

議長（小林副会長）：そうしたいと思っています。講習は必要かとは思っているとは思いますが、では受けない人はどうするのかということ、色々な問題が出て来ますが、議論の中でやっていくと納得する意見も出て来ると思います。

金井理事：それをやるのであればフリートーク以外はありません。それ以上は有り得ないし、それを経て提案があってなら分かります。聞き出したいのであれば貴重な場でフリートークの場を作るしかないと思います。

議長（小林副会長）：それがいいと思っています。講習の義務化を推進する、タンデム技能証も二つ作るという話を進めていかないと。

市川理事：本来理事会で承認をするのは条文が出て来て、この条文でよいですかということ。条文の中でこういう方向でいきたいということで、こういう問題が出る、タンデムだとたくさん問題も出ると思います。大筋だけの方向性を理事会で認めてくださいと言われても反対する意見、こういう問題にはどう対処するかの細かい議論になってしまいます。そのまま理事会でも方向がきちんと決まらないものを総会でこの方向でいきたいとしたいのは難しい気がします。何かやり方がないか。

議長（小林副会長）：講習の義務化とタンデム技能証については少し違う面があって、タンデム技能証はI P P Iの新設があるということでそれに乗っかればよいので楽なのですが、講習会の義務化についてはやるといって話をしないといけないと思います。

内田会長：2017年度委員会が講習の義務化とタンデム技能証をきちんと論理的に決定すれば、私は3月の理事会迄に理事の皆さんに内容をきちんと承認してもらい規程の変更をする覚悟でいました。総会で批判されても理事会が責任を持ちます。理事会を説得出来るものを作って来いと言いたい。その先は理事会責任です。理事会が納得するものを持って来ないで総会に聞いてくださいというのでは理事会では動けません。

金井理事：改訂案を出せということですか。

議長（小林副会長）：理事会が腹をくくって現行の制度でいけというのでもよいのですよね。

金井理事：今の理事会ではその意見は出ていません。

議長（小林副会長）：この制度をうまくいくように思っていますが、方法論については色々ありますが、うまくやっていくためには理事会も委員会と一緒にがんばらないといけないと思っていますので総会で何とか。

芦川理事：総会で意見を求めるのであればアンケートでも出せばよいのではないですか？正会員の意見をもらう場を設けましょうかということですか？それを理事会で決めるか決めないかだけじゃないのですか？

議長（小林副会長）：決議はいらないのですが、講習の義務化については推進すると思っていよいのですよね。

芦川理事：それは別の話です。

内田会長：講習会は安全セミナーを開始して3年目なのですね。委員会が義務化したいということについて口を出しません、多くの人がリーチしたいと思ってやっていることにも関わらず肝心な独りよがりの人には来てもらえないということから義務化になっているのが委員会の意見です。心情としては理解しますが、

それが目的で更新制という言葉や全員義務とかはある意味、委員会の安全セミナーに人を集める努力が足りていない、例えば県連を動かして県連の会員は全員集める等別の手段を使うと可能性があるので。組織として義務付けるという究極なことをしなくてももう少し目的に近づくのではないかと考えているので、義務化に賛成かと言われるとまだ今の段階では賛成ではありません。

岩村監事：ダメ元でも委員会の意見を出してもらって理事会としてもどうでしょうね、総会でも協議してもらいますか？と何回か繰り返していく内にまとまるとも思います。

金井理事：せっかくの貴重な場なのでフリートークで意見をもらうということにしかありませんよね。

岩村監事：委員会でやってもらわないと。

金井理事：改訂案ではないので、安全に上げていくという面では総論に反対する人はいないので、そこに向けて総会ではフリートークしましたということが精一杯だと思います。

議長（小林副会長）：安全性を確保するには講習をしなければという気合は入っているのですが、空回りすることもあり隔々のことまでは考えられなかったということもあり、実際はこの件については止まっています。総会での意見交換があればそれはプラスになると思います。意見を出してもらって少しでもよい方向に進めればよいと思います。1時間くらいでも時間を取ってもらって意見交換をやりたいと思っています。講習の義務化についてというタイトルでもよいと思います。

安田副会長：フリートークであればタイトルはいりませんよね。事前告知もいりません。

大沢理事：誰が司会ですか？

安田副会長：委員長ですよ。

内田会長：その具体論の前に方法論としては、そういうことを総会で話し合うのであれば事前に案内をしておかないと各正会員は何の意見も集約して来られませんよ。

金井理事：資料を出しておくのはよいと思います。

岩村監事：招集通知の中に委員会としての提案というかQ Aにして、正式議題ではないですがこういう話をしたいので意見の集約をお願いしたいという案内を出したらどうですか。

市川理事：議案書については、決議事項迄で別の紙で教員スクール事業委員会から提案があって皆さんの意見を聞くということを入れればよいのではないですか。

議長（小林副会長）：総会を終わらせて次に意見交換をすればよいのですよね？

市川理事：意見交換会は総会の中でやっていましたよね。

安田副会長：広く見れば委員会が報告をしたいということで出してもらえばよいのではないですか。

市川理事：閉会宣言をしてからの意見交換会であれば議事録に載せる必要はなくなります。小林副会長が議事録にはきちんと残したいと思うのであれば閉会宣言の前に意見交換の場になりますね。

議長（小林副会長）：報告する議事録はここで切っていいと思います。

安田副会長：では総会の場でフリートークを委員会がやりたければやりますということで、やるについては総会議題ではなくフリートークとして今回資料ではなく紙を用意してくださいということですよ。

議長（小林副会長）：では、意見交換会は総会の後に時間を設けることで、**4-3号議案**の総会の議題について承認をお願いします。

採決の結果、【賛成7 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、大沢、金井、増田、安田

#### 審議事項4-4 2018PG日本選手権開催地の承認について

2018年パラグライディング日本選手権は9月21日～24日に茨城県足尾山フライトエリアでの開催が承認された。

採決の結果、【賛成7 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、大沢、金井、増田、安田

#### 6. 報告事項について 下記が報告された。

##### 6-1 JPMAの申し入れについて

内田会長から日本パラモーター協会、一般財団法人日本航空協会に向けてMPG事故対策会議（仮称）開催のお願い文書を郵送した旨の報告があった。

##### 6-2 フライヤー会員登録・技能証発行実績

この議事録が事実と相違ないことを確認し記名押印する。(出席理事)  
理事

芦川雄一郎 印

市川 孝 印

内田孝也 印

大沢 豊 印

金井 誠 印

小林秀彰 印

殿塚裕紀 印

増田憲治 印

安田英二郎 印

監事

岩村浩秀 印

議事録作成人：桜井加代子